

仕 様 書

1. 件名

地域共生・裨益型の太陽光発電の事業推進に向けた福島県内の将来状況の調査

2. 作業の目的

国立研究開発法人産業技術総合研究所 再生可能エネルギー研究センター太陽光システム研究チーム（以下、「産総研」という。）では、福島県における再生可能エネルギーの導入促進のための支援事業費補助金事業（福島再生可能エネルギー研究所最先端研究・拠点化支援事業）の一環として、福島再生可能エネルギー研究所に設置されている太陽光発電設備を活用し、オペレーション&メンテナンスの技術開発および人材育成を行う。本作業は、福島県を中心とする東北地方の太陽光発電の導入拡大施策に向けて、地域共生・裨益型の事業推進方策を調査することを目的としている。

3. 調査項目

地域共生・裨益型の太陽光発電の事業推進に向けた福島県内の将来状況の調査

4. 作業項目別仕様

（１）福島県内の地域共生・裨益型の太陽光発電の事業推進方策

- ①福島県内の将来の太陽光発電の市場における有望な設置、事業形態について、デスクトップリサーチ等により調査を行うこと。
- ②福島県内の市場セグメント別の地域共生・裨益型事業モデルを検討すること。調査方法は、デスクトップリサーチおよびヒアリングにより調査すること。ヒアリング項目は産総研の担当者と相談して決定し、10社以上実施すること。
- ③福島県内の将来の太陽光発電の導入・事業モデルの実現に向けた課題を整理すること。
- ④③で抽出された課題の解決策を検討、整理し、福島再生可能エネルギー研究所最先端研究・拠点化支援事業により実施可能な項目を抽出すること。

5. 特記事項

- （１）2か月に一度、進捗を報告すること。

- (2) 太陽光発電を活用した新しいエネルギーシステムの開発経験を有すること。
- (3) 太陽光発電に関連する企業（メーカーや EPC 会社）の経営経験を有するメンバーを有していること。
- (4) 太陽光発電を含むエネルギー関連事業に関するコンサル事業を実施していること。
- (5) 太陽光発電を含むエネルギー政策に関する政府・自治体の委員会の委員等に参加するメンバーを有していること。

6. 成果の取扱い

- (1) 産総研は、請負者が本作業を遂行するうえで得られた技術上の成果のうち産総研が指示するもの（以下、「成果」という）についての利用及び処分に関する権利を専有するものとする。
- (2) 請負者は、本作業において作成した著作物についての著作権を産総研に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 請負者は、産総研に対し、納品した成果物が第三者の知的財産権を侵害しないことを保証するものとする。なお、納品した成果物について、第三者の権利侵害の問題が生じ、その結果、産総研又は第三者に費用や損害が生じた場合は、請負者は、その責任と負担においてこれを処理するものとする。

7. 納入物品

調査報告書 1 部（電子媒体）

※データ送付は、E メールもしくはファイル転送サービスを利用すること。

8. 納入の完了

作業完了の後、「7. 納入物品」に記載された納入物品が過不足なく納入され、仕様書を満たしていることを確認して、納入の完了とする。

9. 納入期限及び納入場所

納入期限：2026年1月21日

納入場所：福島県郡山市待池台2目2-9

国立研究開発法人産業技術総合研究所

福島再生可能エネルギー研究所

再生可能エネルギー研究センター

研究本館 4111室

10. 付帯事項

- (1) 本仕様書の技術的内容及び知り得た情報については、守秘義務を負うものとする。
- (2) 本仕様書の技術的内容に関する質問等については、調達請求者と協議すること。また、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、調達担当者と協議のうえ決定する。